

鳥取県告示第 213 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、淀江宇田川地区土地改良区の定款の変更を平成22年4月1日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成 22 年 4 月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治